

第7章 パートナーシップによる環境保全活動の推進

第1節 環境教育・環境学習等の推進

第1 環境教育・環境学習等の推進に関する施策

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するところが多く、事業者や県民などすべての主体が自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいくことが必要である。

このため、普及啓発や広報活動を含め、各種の環境教育・学習推進事業を実施した。

1 環境教育・環境学習の推進

(1) エコ・カレッジの開催

環境についての幅広い知識と地域や職場において様々な環境保全活動を実践するために必要なノウハウの習得を図るため、広く県民を対象とした講座を開催した。

ア 体験コース

環境について幅広い視点を備えるため、環境学習や環境保全活動に関するプログラム構築のノウハウを習得

○修了者数 32人

○内容 講義、実習、ワークショップ等

イ 導入コース

インターネットを活用して学ぶ通信講座を新たに開講

○修了者数 65人

○内容 穴埋問題やレポート作成

ウ 職域コース

東日本大震災の影響により参加者が集まらなかったため実施していない。

(2) 子ども向け環境実践プログラムの実施

子どもの頃から環境保全に関する意識を育むため、本県独自の環境実践プログラム「キッズミッション」を県内の全小学校約570校で小学校高学年を対象として実施した。

(3) 高校3年生向け「How to エコライフ」読本による啓発

高校卒業後に新社会人や大学生として新しい暮らしを始める高校3年生を対象に、エコライフのノウハウを伝えるため、エコライフ実践ハンドブック「ECO LIFE」を県内の高校3年生約27,000人に配布した。

2 環境教育・環境学習の機会と場の提供

(1) 環境アドバイザーの派遣

地域での環境学習を支援するため、学校、公民館、自治会等が行う学習会等に講師を派遣した。

○アドバイザー委嘱数 56人及び4団体

○派遣回数 127回、受講者 5,605人

○内容 地球温暖化問題、自然観察会、ごみとりサイクル、エコライフなど



学習会の様子

(2) こどもエコクラブ事業の推進

こどもエコクラブは、幼児から高校生を対象に、地域や学校で環境学習や環境保全活動に取り組むクラブである。

本県では、87クラブ、4,893人（24年3月末）が参加している。クラブの活動を支援するため、活動事例集を作成し、エコクラブや市町村に配布した。

第2 今後の取り組み

県民一人ひとりが環境について学び、環境に配慮した生活の実践に取り組む「環境学習社会」の

構築に向け、家庭、学校、地域社会、職場などの様々な場において、環境教育・環境学習を推進する。

第2節 各主体の環境保全活動の促進

第1 各主体の環境保全活動の促進に関する施策

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが重要である。

家庭、事業者等の実践的取り組みの促進を図るとともに、県も、自らの事務事業にともなう環境負荷の低減を図った。

1 県民の環境保全活動の促進

(1) 茨城エコ・チェックシート

日常生活での省エネ・省資源等の実践活動を促進するため、「茨城エコ・チェックシート」を県民、事業者等に配布し、環境に配慮した生活行動への動機付けを行った。

- ・配布部数：約 207,000 部（24 年 3 月末）

(2) キャンペーン等の実施

県民や事業者の地球温暖化防止等に関する意識の高揚を図るため、キャンペーン等を実施した。

- 夏の省エネキャンペーン（6/1～9/30）
- 冬の省エネキャンペーン（12/1～3/31）
- 白熱電球一掃キャンペーン
- ライトダウンキャンペーン（6月22日（夏至の日）・7月7日（クールアースデー））
- ノーマイカーデー
 - ①7/1～7/8に1回以上
 - ②9/12～10/21に2回以上
 - ③2月～3月に1回以上

(3) レジ袋無料配布中止の取組み

地球温暖化防止とごみの減量化を図るため、県、県域4団体、事業者が協定を締結し、県全域を対象としたレジ袋の無料配布の中止を開始した。

- ・食品スーパーマーケット
 - 開始日 21年7月1日～
 - 参加事業者 27事業者 272店舗
 - ・クリーニング店
 - 開始日 22年10月1日～
 - 参加事業者 15事業者 301店舗
- 食品スーパーマーケットにおける効果は次のとおり。

- ・レジ袋辞退率 85%程度で推移
- ・レジ袋削減枚数 年換算約2億枚
- ・石油削減量 年換算約370万リットル（ドラム缶18,600本分）

また、同様の取組みが市町村ごとにも進んでおり、26市町村が事業者等と協定を締結している。

2 民間団体や事業者の環境保全活動の促進

(1) 大好きいばらきエコライフ運動

環境保全活動を全県的な県民運動として推進するため、3R実践活動の啓発、県内5地区でのエコライフ研究集会を実施した。

(2) 環境関係表彰

環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績があった5人、4団体と、環境マネジメントなどに成果のあった7企業を表彰した。

(3) 事業者団体の環境保全活動の促進

（社）茨城県公害防止協会は、事業者自らが公害を防止しようとする共通の目的のもとに昭和47年に設立され、環境調査、測定分析評価、環境技術支援を行っている。

県は、公害防止協会が行う事業に対して指導・支援を行い、事業者の環境保全活動の促進を図った。

3 県の環境保全に向けた率先実行の推進

県は、自らの事務事業の執行に際し、環境への負荷の低減を図ることを目的に、「環境保全率先実行計画」（県庁エコ・オフィスプラン、10年2月策定、23年4月改定）に基づき、全庁的に取り組みを進めている。

(1) 計画の期間

23年度から27年度までの5年間

(2) 計画の対象

県が行うすべての事務事業及び指定管理者施設が行う事務事業を対象

(3) 実施状況

クールビスや定時退庁日の一斉消灯（ライトダウン）に加え、エコドライブを推奨するなど、省エネルギーなどの取組を推進した。

4 連携の仕組みづくり

環境保全茨城県民会議（昭和47年設立）では、各構成団体をはじめ事業者、行政との連携を一層強化し、県民運動の推進、エコライフ（環境に配慮した生活）実践活動の推進、環境情報の発信等を積極的に行った。

第2 今後の取り組み

県民、民間団体、事業者、県などの各主体の環境保全活動の促進に向けた取り組みを推進し、自主的かつ積極的な環境保全活動の促進を図るとともに、すべての主体が一体となって取り組めるような、連携の仕組みづくりに努めていく。

そのため、環境保全茨城県民会議や大好きいばらき県民会議等と連携し、環境保全に向けた県民運動を展開する。

また、グリーン購入推進方針や低公害車購入方針に基づき、環境負荷の少ない公用車や物品の購入を進めた。

県は、環境保全活動を推進する観点から、自然環境保全活動、エコライフ運動などを県民運動として推進する環境保全茨城県民会議に対して事業費などの助成を行い、組織の育成、指導を図った。

また、県自らの取り組みについても、「第4期環境保全率先実行計画」（県庁エコ・オフィスプラン）に基づき、低公害車の導入や、省エネ・省資源の推進を図ることにより環境への負荷の低減を図る。

トピックス

第4期茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）の推進

地球温暖化などの今日の深刻な環境問題を解決するため、県自らも環境への負荷の低減を図ることを目的として、平成10年に「茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）」を策定し、これまで、県庁におけるエネルギーの合理的な使用や資源の循環的利用、廃棄物の減量化等に率先して取り組んできたところです。

平成22年の改正省エネ法に基づき、県が「特定事業者」に指定されたことにより、「エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減」が求められたことなどを受け、新たに第4期計画（計画期間H23～H27）を策定し、省エネルギーの推進による温室効果ガスの排出削減と、省資源等の推進による用紙類使用量や水使用量の削減など環境に配慮した取り組みを、より一層推進しています。

【第4期計画の概要】

- 1 対象 県が行う「全ての事務・事業」及び「全ての機関、所属及び職員」及び「指定管理者施設」
- 2 期間 2011（H23）～2015（H27）年度の5ヶ年間
- 3 内容 より実効性のあるものとするため、第4期計画では、第3期計画に新たな項目を追加するなど具体的取組項目を拡充（第3期計画：144項目 → 第4期計画：156項目）

（ア）省エネルギーの推進

		第3期計画			第4期計画	
		H22目標値	H22実績値	達成状況	H27目標値	原単位
電気使用量の削減	庁舎用	H16比▲11.3%以上	▲9.5%	×	改正省エネ法に基づき エネルギー消費原単位	kwh/m ²
	事業用	毎年概ね1%低減	1.6%	×		kwh/m ³
公用車燃料使用量の削減		H16比▲6.0%以上	▲5.8%	×	で年平均1%以上低減	kL/台
燃料使用量の削減	庁舎用	H16比▲11.3%以上	▲32.7%	○	(H27年度はH20年度 比約▲7%)	kL/m ²
	事業用	毎年概ね1%低減	3.3%	×		kL/汚泥 t

（イ）省資源等の推進

		第3期計画			第4期計画
		H22目標値	実績値	達成状況	H27目標値
省資源の推進	用紙類使用量の削減	H16比▲11.3%以上 (年1.88%減)	▲10.3%	×	H21比 ▲11%以上 (年1.88%減)
	水道使用量の削減	H16比▲11.3%以上 (年1.88%減)	▲27.5%	○	
ゼロ・エミッションの推進	可燃廃棄物量の削減	H16比▲11.3%以上 (年1.88%減)	▲30.0%	○	
グリーン購入の推進	環境配慮型製品の購入率の向上	購入額ベースで80%以上	69.0%	×	購入額ベースで90%以上

トピックス 次世代自動車の導入

地球温暖化を防止するため、我が国では平成32年（2020年）までに温室効果ガスを25%削減するという高い目標を掲げています。この目標を達成するため、経済産業省は「次世代自動車戦略2010」を策定し、平成32年の乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を50%にすることを目指しています。

一方、県では、平成32年までに県公用車に占める次世代自動車の保有率を20%とすることを目指し、ハイブリッド自動車を積極的に導入しています。平成10年に1台を試験導入したことを皮切りに、毎年一定台数を導入し、現在のところ、保有台数は130台、保有率は10%程度となりました。このまま順調に導入を続けていけば目標を達成できる見込みです。

ハイブリッド自動車はガソリン自動車と比べると燃費性能が優れていますので、長距離を走行する機会が多い県の公用車で試算すると、1台当たり年間約14万円もの燃料費が削減されることとなります。

さらに、平成23年度には新たに、電気自動車を1台購入しました。電気自動車は価格が高い、長距離連続走行には向いていないなどの課題があるものの、走行中は二酸化炭素を排出しないという温暖化対策を進めるうえでの大きな特徴があります。また、県の公用車で試算した場合、1台あたり年間約16万円もの燃料費が削減されるというメリットもあります。

電気自動車を運転した職員に感想を聞いてみると、「走行中は車両が安定しており乗りやすい」「片道50キロメートル程度の出張であれば充電の心配は不要」などの好意的な反応がありました。

今後とも、先導的取組として、次世代自動車の導入や、導入後のメリット等について情報発信を行い、地球温暖化対策の一層の推進を図っていきます。

※次世代自動車の種類

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車



第3節 環境マネジメントの推進

第1 環境マネジメント推進の状況及び施策

今日の環境問題に対処するためには、社会経済活動のあらゆる局面で自主的かつ積極的に環境負荷を低減することが必要である。そのためには、事業者自身が自らの環境影響を改善する仕組みである環境マネジメントシステムの導入が求められている。

1 茨城エコ事業所登録制度の普及

事業者の環境に配慮した取り組みを推進するため、中小事業者でも手軽に導入できる簡易な環境マネジメントシステムとして普及を推進した。



ECO.IBARAKI

[茨城エコ事業所シンボルマーク]

2 環境マネジメントシステム導入の促進

環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001が8年9月に発効されて以来、県内では、製造業を中心に同規格の認証取得が順調に進んでいる。

また、環境省が普及を推進しているエコアクション21の地域事務局として、19年12月に茨城県中小企業団体中央会が認定されている。

第2 今後の取り組み

茨城エコ事業所登録制度の普及を図るとともに、「企業の省エネ事例集」による取組促進を図る。

また、省エネルギー施設・再生可能エネルギー

施設の設置又は改善のための低利融資制度（省エネルギー対策実施計画書を提出済の茨城エコ事業所について無利子）による中小企業への支援を行う。

用語解説

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格ISO14001がある。

第4節 国際的環境協力の推進

第1 国際的環境協力の推進に関する施策

1 環境保全のための国際協力の推進

国際的な協力については、これまで国や国際機関が中心となって実施してきたが、開発途上国からの多様なニーズに応えるため、地方自治体の役割が期待されるようになってきた。

本県においても、高度な産業が集積しているとともに、環境保全活動に取り組む様々な主体が多数活動していることから、情報交換等のネットワーク化を図り、地球規模での環境保全活動が推進されるよう、積極的に環境分野における国際協力に取り組んでいる。

(1) 海外への専門家派遣

財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が作成する「自治体国際協力人材バンク」に、国際協力に関する知識や技術を有する県内自治体職員を登録しており、開発途上国からの要請に応じて適切な人材を派遣する体制を整えている。

(2) 国等との連携・協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している「青年海外協力隊派遣事業」及び「シニア海外ボランティア派遣事業」に係る募集・広報活動を同機構と共同で実施するとともに、派遣者及び帰国者に対する支援活動を行っている。

(3) いばらき霞ヶ浦賞

本県では、9年度から開発途上国における湖沼環境保全の研究や技術開発を支援するため「いばらき霞ヶ浦賞」を創設している。

同賞は、隔年で開催されている世界湖沼会議に併せて実施しており、これまで27カ国・46組の研究者等を湖沼会議において表彰している。

最近では、第14回世界湖沼会議が23年10月31日から11月4日まで、アメリカ合衆国テキサス州オースティン市において開催され、当会議で「いばらき霞ヶ浦賞」を2組の研究者等に授与した。

2 民間団体等の国際協力への支援

本県には多くの国際交流・協力団体が存在しており、公益財団法人茨城県国際交流協会に登録している団体だけでも122団体に上る。この中には、環境分野での国際協力を活動の中心としている団体も多く、本県では、現地情報の提供、現地との連絡・調整の支援、各団体が独自に行う研修員受入・ボランティア派遣等に係る各種手続きのアドバイス等を行っている。

第2 今後の取り組み

国や関係機関と協力・連携を図りながら、研修員の受入、専門家の派遣、学術・研究交流等

に積極的に取り組み、引き続き地方発の国際的環境協力の推進に努める。